

高市相第488号-2
令和2年 7月22日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高槻市長 濱田 剛史
(公印省略)

2020年度自治体キャラバン行動
「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」(回答)

盛夏の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は市政各般にわたりまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月10日付で受け付けしました標記の要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2020年度自治体キャラバン行動

「新型コロナ感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」(回答)

【要望内容】

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】

職員配置については、市が実施する事業を踏まえ、円滑に業務執行できる体制の確保に努めているところであり、緊急時においても、必要に応じ配置転換等を行うなど、適宜対応しております。

また、採用する職員の任用形態については、業務内容等によって決定しているところであり、引き続き職員が行うべき業務に応じた適切な人員の確保に努めていきます。

(人事課)

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

【回答】

本市におきましては、これまでも独自の現金支給を始めとした支援施策を実施してきており、今後も、市民生活の動向に注視し、必要に応じて検討いたします。

(みらい創生室)

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】

国に対しては、コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済及び市民生活の回復に向けて、実行性のある対策を速やかに推進するよう、中核市市長会などを通じ、要望を行っています。

(みらい創生室)

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】

本市では社会福祉協議会において、経済的に困窮しており緊急に食品が必要な方や、そのような方への支援を行っている団体に対して、必要に応じて食品の支援ができるよう、食品預託払出事業を実施しております。

今後も引き続き、本事業の周知に努めてまいります。

(福祉政策課)

【回答】

経済的に困窮されており、緊急に食品が必要な方に対しては、高槻市社会福祉協議会が実施している食品預託払出事業(フードバンク)を活用し支援を行うなど、関係機関と連携しながら解決に向けてのサポートを行っています。

(福祉相談支援課)

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】

学校給食の経費の負担につきましては、学校給食法に規定があり、本市では食材料費のみを保護者の負担としております。今後、国の動向や近隣自治体の状況を注視する必要があると考えておりますが、無償化については難しいと考えております。

また、休校中における給食の提供につきましても、現状は大量調理を前提に調理設備を整えていることや、少数提供の場合における保護者にご負担いただく費用のことなど、解決に時間を要す問題があることから、早急な実現は難しいと考えております。

(保健給食課)

【回答】

副食費につきましては、実費負担として幼児教育・保育の無償化実施前においても、保育料の一部として保護者にご負担いただいております。無償化実施後も引き続き副食費をご負担いただいておりますが、国に準じ、無償化実施前より保護者負担が増えることがないよう、3歳以上児について、年収約360万円未満相当世帯に対しては、副食費を免除しております。

今後、国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいります。3歳以上児の副食費の完全無償化については難しいと考えております。

(保育幼稚園事業課)

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】

税の税率等につきましては法に定められています。例えば個人市民税につきましては前年中の所得を基礎として地方税法に従って算定されるものであり、市町村が税の値上げ・値下げ等を実施する制度ではございません。

令和2年6月に発送しました令和2年度個人市民税の納税通知書の同封チラシに、減免制度や納税の猶予の相談先等を掲載し、周知を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ホームページ等では、できるかぎりお電話でのご相談・お問合せをお願いしており、ご相談内容に応じて郵送申請の手続きをご案内しております。

【回答】

国民健康保険料につきましては、平成30年度の国民健康保険広域化を受けて、大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、令和6年度の保険料統一に向けて段階的に移行することとしています。保険料の減免制度につきましては、従来の減免に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を、国の財政支援基準を踏まえて実施しております。

また、傷病手当金の対象者につきましては、国の財政支援基準を踏まえて、高槻市国民健康保険に加入する被用者としております。

第1号被保険者の介護保険料については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度から令和2年度)において、本市のサービス費等の見込み額等の推計をもとに、月額保険料基準額を定めております。また、次期計画(令和3年度から令和5年度)の保険料については、今期計画の保険料率を考慮しつつ、国の示す基準所得金額を反映したうえで適切に設定してまいります。

各制度につきましては、市広報誌及びホームページのほか、保険料本算定通知や保険証更新通知に制度の案内文書を同封し、周知に努めております。

なお、各申請書等はホームページからダウンロード可能とし、郵送での申請ができるようにしております。

(国民健康保険課・長寿介護課)

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】

福祉事務所では、面談室におけるアクリル板・サーキュレーターの設定、面談ごとのアルコール消毒の実施、状況に応じて対面での面談ではなく電話による相談の実施など、感染拡大防止対策を実施しており、面談時間も極力短くなるよう配慮しながら、対応しております。

なお、現在も郵送やメールで申請をされる方もおられます。

(生活福祉支援課・生活福祉総務課・福祉相談支援課)

8. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。

【回答】

地域医療構想については、地域の医療関係者の協議を通じて、高齢化等の実情に応じた、病床の機能分化・連携を進めるものです。新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備については、国や大阪府と連携の上、進めてまいります。

(健康医療政策課)

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をは

かってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症への対応を優先するため、保健所業務のうち、緊急性の低い事業の縮小、延期を行うなど、国の指針等に沿って対応してまいります。また、大阪健康安全基盤研究所の運営主体等については、本市は意見を伝える立場にございません。

(健康医療政策課)

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回答】

マスクや防護服等の感染防護具については、国、大阪府、本市それぞれより調達品や備蓄品、寄附物品等を随時配布しております。

(健康医療政策課)

【回答】

社会福祉施設等への衛生用品の供給につきまして、フェイスマスクについては、機会ある度に、市が備蓄していたもの、寄附を受けたもの、国から供給されたものを、各事業所へ配布しているほか、国から各事業所へ布マスクが配布されています。今後についても、国からの供給が予定されているとお聞きしていますので、社会情勢も踏まえながら、適宜対応してまいりたいと考えています。

また、手指消毒用エタノールについては、国の優先供給スキームを通じた供給に引き続き取り組んでまいります。

なお、その他の衛生用品につきましては、国からアイソレーションガウン、フェイスシールド、手袋の配分を受け、感染者等が発生した社会福祉施設等への供給に備え、備蓄しております。

(福祉指導課)

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

【回答】

新型コロナウイルスの感染が疑われる方を診察する帰国者・接触者外来を設置する医療機関に対して、本市独自に支援を行っております。しかしながら、帰国者・接触者外来は国や大阪府の通知に基づき各医療機関に設置いただいております。また、近隣他市民の受け入れを行っていることから、本来は、国や大阪府が広域に支援を行うべきものと考えております。

(健康医療政策課)

【回答】

介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等にあつては、生活に欠かせないサービスを提供していることから、感染症予防対策を適切に講じながら事業を継続するよう要請している一方で、通所サービスや訪問サービスにおいて、利用の自粛も一定見受けられるとお聞きしています。

本市といたしましては、代替措置、例えば通所サービスに替えて訪問による支援を行ったときには、従来どおりの報酬請求を可能とすると共に、生じた追加費用に対する補助制度も別途設ける等の対

応を行っているほか、必要に応じ、各種融資制度や給付金・支援金等のご案内をしているところですが、国や府に対しては、機会を捉え、地域の実情を踏まえた要請を行ってまいります。

(福祉指導課)

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として設置しております高槻市児童虐待防止連絡会議を中心に、関係部署との連携をすすめ、児童虐待の早期発見、対応につきまして適切に努めてまいります。

(子育て総合支援センター)

【回答】

配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)への対応につきましては、DVの予防と事象が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ることを目的に設置している高槻市DV対応連絡会議の関係部署等との連携を図りながら、適切な対応・支援に努めてまいります。

(人権・男女共同参画課)

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】

本市では、国や府が示すマニュアル等を参考に、受付時における健康状態の確認をはじめ、体調不良者の専用スペースの確保や、避難者同士の間隔を確保するための区画調整、パーティション付き段ボールベッドを活用した飛沫感染防止対策などに加え、アルコール消毒液などの配備等、適切な感染防止対策を講じてまいります。

また、避難所運営を担う方面隊に対し、新型コロナウイルス感染症対策で整備したマニュアルを中心に研修を実施するとともに、市民の皆様には、本市ホームページ、防災ツイッターや広報誌等において、分散避難の呼びかけ、避難時のマスク着用や体温計・消毒液の持参等をお願いしております。

(危機管理室)